リース会社様への過剰な請求行為に関する行政処分のお詫びと今後の対応について

平素は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

予てより、公表いたしております弊社13店舗において受託しているリース会社様の自動車整備作業における不正な請求行為に対し、8月9日に国土交通省北海道運輸局より行政処分を申し渡されました。 お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けいたしました。

ここに深くお詫び申し上げますとともに、その内容をご報告いたします。

1. 処分内容

自動車特定整備事業に対する10日間の事業停止

対象業務 : 車検・法定点検、特定整備等が該当

事業停止期間:2024年9月1日(日)~2024年9月10日(火)の10日間

対象店舗 : 北光支店・琴似支店・白石支店・小樽支店・藻岩店・東札幌店・恵庭店・月寒支店

東苗穂店・新道店・厚別店・苫小牧支店・伊達店(以上13店舗)

2. 今後の対応について

対象 1 3 店舗において事業停止期間中は車検・法定点検、特定整備等の実施ができませんので、既に ご予約いただいている、又はご利用予定のお客様にはご連絡のうえ、当該店舗の事業停止期間以外の入庫 日に調整をさせていただく、あるいは処分対象外の 2 5 店舗は通常営業をしておりますので近隣店舗への 引継ぎ等の対応をさせていただきます。

現在は点検整備の作業工程を見直し、改善を進めるとともに管理体制を強化して再発防止に努めております。今後はこのような不正が二度と起きないように経営陣が全店舗の状況を現地現物で確認し、環境整備、風土改善を進め、経営陣と社員が全社一丸となって信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。 今後とも弊社をご愛顧くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

> 札幌トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長 相茶省三

【本件に関するお問い合わせ先】

お客様相談窓口

TEL: 0120-030-040 受付時間: 9:30~17:45 定休日: 火曜日、他指定日